

時給制契約社員に関する給与等の精算について

1 概要

下諏訪郵便局郵便部に所属する一部の時給制契約社員について、資格給を「通集配／混合Ⅰ(5時間以上)」の区分で支給すべきところ、誤って「配達のみ」又は「集荷」の区分として支給していた。

2 発覚の端緒

平成28年3月に、労務担当課長が定期評価結果に基づき、資格給の認定事務を行っていたところ、資格給の区分について疑義が生じ、「通集配／混合Ⅰ(5時間以上)」と「配達のみ」の違いについて、支社総務・人事部(評価・給与担当)に確認したところ、取扱いが誤りであることが判明した。

また、「集荷」の区分を適用していた社員について、改めて業務内容を確認したところ、「配達」を行っていたため、取扱いが誤りであることが判明した。

3 発生の原因

下諏訪郵便局では、「バイクによる配達」及び「軽四による混合勤務」の両方ができる社員に「通集配／混合Ⅰ(5時間以上)」を適用するものと誤認しており、このため、「バイクによる配達」のみを担当する社員については、「配達のみ」の区分を適用していた。

また、「集荷」のみを行っていた社員が「配達」を行うようになった際に区分をしていなかった。

4 精算

(1) 対象者及び対象期間

郵便部 時給制契約社員 8名(在職者)

※ 退職者については、現在精査中のため確定でき次第、精算を実施。

(2) 精算金額

3,380,871円

(3) 精算時期

9月月例給与で精算(予定)

5 再発防止策

- ・ 当該局に対して、誤った取扱いを行うに至った経緯を確認させ、再発防止を指導するとともに、同様の案件が発生しないよう、情報紙により郵便局周知を行う。
- ・ 非正規社員管理システムから雇用マスタを抽出し、「配達のみ」の区分を適用している郵便局に対して、適正な取扱いとなっているか個別に確認を行う。